

## 第 7 節 特定委託輸出申告手続及び特定製造貨物輸出申告手続

システムを使用して特定委託輸出申告又は特定製造貨物輸出申告（以下「特定委託輸出申告等」という。）を行う場合は、この節の定めるところによる。

### 1 特定委託輸出申告等事項の登録

#### (1) 特定委託輸出申告等事項の登録

特定委託輸出申告を行う認定通関業者又は特定製造貨物輸出申告を行う特定製造貨物輸出者若しくはその代理人である通関業者（以下「認定通関業者等」という。）は、特定委託輸出申告等（「輸出申告」業務（業務コード：EDC））を実施する前に、特定委託輸出申告等事項に係る項目をこの章第 2 節 1 (1)（輸出申告等事項の登録）に準じてシステムに登録する。

ただし、特定委託輸出申告事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告予定者」に指定した場合は、当該申告予定者である通関業者等が後記 3（特定委託輸出申告等）により、特定委託輸出申告等をシステムに登録する。

なお、登録済申告可能者であれば、後記 2（特定委託輸出申告等事項の訂正）による訂正、又は後記 3（特定委託輸出申告等）による特定委託輸出申告等のシステムへの登録を実施することができる。

また、「輸出申告事項登録」業務（業務コード：EDA）を実施する前に、税関手続関連（航空編）－貨物関係手続－第 2 章第 3 節（輸出貨物情報の登録）により貨物情報をシステムに登録する必要がある。

#### ◎ 留意事項

次の項目については、システムに登録されている貨物情報と一致している必要があることから留意すること。

- ・申告予定者コード（「申告予定者」欄）（注）
- ・貨物個数（「貨物個数」欄）

（注）入力者が申告可能者としてシステムに登録されている場合であり、かつ、貨物情報に申告予定者が登録されている場合は、入力者と申告予定者が一致している必要がある。

#### (2) 出力情報

前記 (1)（特定委託輸出申告等事項の登録）により、特定委託輸出申告等事項がシステムに登録された場合は、認定通関業者等に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
輸出申告入力控情報 （大額）	AAEOLA2	「大額・少額識別＊」欄に「L」（大額申告）を入力した場合。
輸出申告入力控情報 （少額）	AAEOSA2	「大額・少額識別＊」欄に「S」（少額申告）を入力した場合。

### 2 特定委託輸出申告等事項の訂正

#### (1) 特定委託輸出申告等事項の訂正

前記 1（特定委託輸出申告等事項の登録）により、システムに登録した特定委託輸出申告等事

項を「輸出申告」業務（業務コード：EDC）による特定委託輸出申告等前に訂正する場合は、この章第2節2（輸出申告等事項の訂正）に準ずる。

## (2) 出力情報

前記(1)（特定委託輸出申告等事項の訂正）により、特定委託輸出申告等事項が訂正された場合は、認定通関業者等に前記1(2)（出力情報）の情報が配信される。

## 3 特定委託輸出申告等

### (1) 特定委託輸出申告等

前記1（特定委託輸出申告等事項の登録）（前記2（特定委託輸出申告等事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）による応答画面の出力内容又は前記1(2)（出力情報）で配信された「輸出申告入力控情報（大額）」（出力情報コード：AAEOLA2）若しくは「輸出申告入力控情報（少額）」（出力情報コード：AAEOSA2）の内容を確認の上、次により特定委託輸出申告等をシステムに登録する。

また、登録済申告可能者においても特定委託輸出申告等をシステムに登録することができる。

ただし、特定委託輸出申告を登録する場合は申告者が認定通関業者である必要がある。

特定委託輸出申告等の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について、事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「輸出申告」業務（業務コード：EDC）を利用する方法

「輸出申告」業務（業務コード：EDC）を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内 容								
申告等番号 (「申告等番号*」欄)	申告番号を必須入力する。								
申告条件 (「申告条件」欄)	次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1" data-bbox="636 1404 1099 1606"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搬入時申告</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>開庁時申告</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>通常申告</td> <td>(入力しない。)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	搬入時申告	I	開庁時申告	K	通常申告	(入力しない。)
区 分	コード								
搬入時申告	I								
開庁時申告	K								
通常申告	(入力しない。)								

ロ 「輸出申告事項登録」業務（業務コード：EDA）の応答画面を利用する方法

前記1（特定委託輸出申告等事項の登録）（前記2（特定委託輸出申告等事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）により特定委託輸出申告等事項をシステムに登録した場合は、登録した内容が「輸出申告入力控情報（大額）」（出力情報コード：AAEOLA2）又は「輸出申告入力控情報（少額）」（出力情報コード：AAEOSA2）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要な申告条件を入力し、送信する。

### (2) 特定委託輸出申告等の受理及び通知

前記(1)（特定委託輸出申告等）により、特定委託輸出申告等が受理された場合は、各出力情報

の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付されて、それぞれ配信される。

審査検査区分コードの詳細については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第4章（照会関係手続）付表3-6-1（IEX「輸出申告照会情報（大額）」出力事項）参照。

また、審査区分が「3」（検査扱い）であり、かつ、検査区分を付与する設定がされている通関蔵置場である場合は、「区分」欄の3桁目に検査区分コードが付与される。

ただし、自由化申告の場合においては、上記検査区分コードの付与は行われない。

審査区分	審査区分コード
簡易審査扱い	1
簡易審査扱い（保留中）	* 1
書類審査扱い	2
検査扱い	3

検査区分	検査区分コード
現場検査	R
検査場検査	K

イ 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出許可通知情報（大額）	別紙4（許可通知情報）参照	「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）を入力した場合。	認定通関業者等
輸出許可通知情報（少額）		「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）を入力した場合。	輸出者（注1）
許可・承認貨物（輸出）情報	AAE4081	特定委託輸出申告等が許可された場合。	通関蔵置場（注2）

（注1）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

（注2）貨物が搬入される前の場合は搬入予定蔵置場に配信され、搬入された後の場合は貨物が搬入された通関蔵置場に配信される。

ロ 審査区分が「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出申告等控（大額）	別紙5（申告（変更）控情報）参照	「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）を入力した場合。	認定通関業者等
輸出申告等控（少額）		「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）を入力した場合。	
検査指定情報	この章第2節3(5)イ（システムにより検査指定がされた場合）参照	システムにより検査指定がされた場合。（注1）	認定通関業者等 通関蔵置場 （注2） 検査立会者（注2）

（注1）審査区分として「3」（検査扱い）が付与され、検査区分を付与するものとして登録されている通関蔵置場の場合又はこの章第2節3(5)ロ（審査区分変更により検査指定がされた場合）により、税関による検査指定がされた場合に配信される。

（注2）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

ハ 道路運送車両法における輸出抹消仮登録を証明する旨がシステムに登録されている場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出自動車情報控	AAE4090	特定委託輸出申告等が許可されなかった場合。	認定通関業者等
輸出許可自動車情報	AAE4100	特定委託輸出申告等が許可された場合。	

### (3) 特定委託輸出申告等に係る関係書類等の提出

前記(2)（特定委託輸出申告等の受理及び通知）により特定委託輸出申告等が受理された場合は、次により関係書類等を提出する。

なお、関係書類等について、後記ニ（電子ファイルによる提出）の方法により電子ファイルで提出可能であるものの、原本性の確認が必要な書類等が存在する場合には、特定委託輸出申告等控及び特定委託輸出許可等通知書の「区分」欄の4桁目に、次の「原紙提出要のコード」が出力されるので参考とすること。

- ・「T」：審査時に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・「G」：許可後に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・「M」：原本性の確認が必要な書類等が審査時に必要なものと許可後に必要なものが混在している場合

また、審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合であって、前記の原紙提出要のコード（「T」、「G」又は「M」）を表示する判定基準に当たらないものの関係書類の提出を要する場合は、特定輸出申告等控及び特定輸出許可等通知書の「区分」欄の4桁目に「Y」が表示されることから参考とすること。

※ 前記1(1)（特定委託輸出申告事項の登録）の入力に誤りがあった場合は「T」、「G」、「M」又は「Y」が正しく表示されないこともあるため留意すること。

※ 関係書類の提出を要しない特定輸出申告について関係書類等の提出があった場合は、税関はこれを返却することから留意すること。

また、関係書類の提出を要しない特定委託輸出申告等について関係書類等の提出があった場合は、税関はこれを返却することから留意すること。

#### イ 提出期限

特定委託輸出申告等の日（審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合は許可の日）の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）

ただし、「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が表示された特定委託輸出申告等で、後記ニ（電子ファイルによる提出）の方法により電子ファイルで関係書類等を提出する場合において、原本性の確認が必要な書類等については、次の期間内に提出又は提示すること。

- ・「T」又は「M」：税関により審査終了がシステムに登録されるまで
- ・「G」：特定委託輸出申告等の許可日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に提出又は提示すること。

#### ロ 提出書類

(イ) 輸出申告等控（大額）又は輸出申告等控（少額）1部（ただし審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合を除く。）

(ロ) 申告に係る関係書類

関税法及びその他の関税等に関する法令の規定により、特定委託輸出申告等に際して税関に提出すべきものとされている当該特定委託輸出申告等に係る関係書類等に特定委託輸出申告等番号、特定委託輸出申告等年月日、特定委託輸出申告等先税関官署及び部門、並びに認定通関業者等名その他必要事項（以下この節において「特定委託輸出申告番号等」という。）を付記しを提出する。

なお、審査区分が「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）の場合を除き、仕入書の提出は要しない。

（ハ）検査指定票（申告書用）

検査区分が付与された場合に提出する。

ハ 提出先

特定委託輸出申告等を行った税関（通関担当部門）

ニ 電子ファイルによる提出

前記ロ（ロ）（申告に係る関係書類）に定める関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。この場合、特定委託輸出申告等控の提出を要しない。

なお、自由化申告においては、下記の場合を除き、電子ファイルにより提出する必要があるので留意すること。

- ① 関係書類の電子データのファイル数及び容量の合計がシステムを使用して関係書類を電子的に提出可能なファイル数及び容量制限を超過している場合。
- ② 税関による申告の審査のために特定の関係書類の原本を税関に提出する場合（「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が出力された場合）。
- ③ 電気通信回線の故障、天災又はシステムの稼働停止等があった場合。

**(4) 検査貨物の運搬等**

前記(2)（特定委託輸出申告等の受理及び通知）により特定委託輸出申告等が受理され、審査区分として「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）が付与された特定委託輸出申告等に係る貨物について、税関により、検査指定又は検査取止めがシステムに登録された場合の運搬等は、この章第2節3(5)（検査貨物の運搬等）による。

**(5) 特定輸出申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し**

前記(1)（特定委託輸出申告等）により、特定委託輸出申告が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は次による。

イ 「検査立会者登録」業務（業務コード：ATI）の実施

通関業者等は「検査立会者登録」業務（業務コード：ATI）を利用して次の事項を入力し、送信する。

項目名 (入力画面)	内容
申告等番号 (「申告等番号*」欄)	申告等番号を必須入力する。

項目名 (入力画面)	内 容						
処理種別 (「処理種別*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録・変更</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取消し</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	登録・変更	A	取消し	C
区 分	コード						
登録・変更	A						
取消し	C						
検査立会者 (「検査立会者」欄)	(1) 登録又は変更の場合は検査立会者の利用者コードを入力する。 (2) 取消しの場合は入力しない。						

ロ 出力情報

前記イ（「検査立会者登録」業務（業務コード：A T I）の実施）により、検査立会者がシステムに登録、変更又は取消しされた場合は検査立会者に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	出力条件
検査指定情報	S A E 4 7 5 1	R：現場検査 H：本船検査 V：ふ中検査 J：事前検査	検査指定票 (倉主等用)	特定委託輸出許可前であって、税関により検査指定がされている場合
	S A E 4 7 6 1	K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認	検査指定票 (運搬・倉主等用)	
検査立会者取消通知（注）	S A E 5 5 9 0		検査立会者取消通知	変更又は取消しの場合

（注）当初の検査立会者に配信される。

#### 4 特定委託輸出申告等変更事項の登録

前記3（特定委託輸出申告等）による申告後、特定委託輸出申告等に係る許可までの間に、特定委託輸出申告の内容に誤りがあるため、特定委託輸出申告等の内容を変更する場合は、特定委託輸出申告等を行った税関（通関担当部門）の了承を得た上で、後記(1)（特定委託輸出申告等変更事項の登録）による。

なお、登録した変更事項については、「輸出申告変更」業務（業務コード：E D E）を実施するまでの間、後記(1)（特定委託輸出申告等変更事項の登録）により訂正することができる。

◎ 留意事項

- ① 次の項目については変更することができないことから、税関（通関担当部門）へ申告内容を変更する旨を申し出た上で、当該特定委託輸出申告等を後記8(2)（特定委託輸出申告等の撤回）により撤回し、改めて特定委託輸出申告等を行うこととなることから留意すること。

項目名	入力画面
申告等種別コード	「申告等種別*」欄

あて先官署コード	「あて先官署」欄
輸出者コード（注）	「輸出者」欄左
輸出者名	「輸出者」欄右
通関予定蔵置場コード	「通関予定蔵置場」欄

（注）輸出入者コードを有しない輸入者から輸出入者コードを有する輸入者への変更は可能である。

- ② 変更の登録は、最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については、後記8(1)（特定委託輸出申告等の撤回）により撤回し、改めて特定委託輸出申告等を行うこととなることから留意すること。

### (1) 特定委託輸出申告等変更事項の登録

#### イ 呼出しによらない方法

「輸出申告変更事項登録」業務（業務コード：EDA01）を利用して、申告等番号、特定委託輸出申告等により申告した事項及び変更を必要とする事項を入力し送信する。

なお、この章第2節1(1)イ（呼出しによらない方法）に準じて、システムに登録されている登録されている貨物情報を利用することができる。

#### ロ 呼出しによる方法

「輸出申告変更事項呼出し」業務（業務コード：EDD）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、当初の特定委託輸出申告等に係る申告内容が、「輸出申告変更事項登録情報（大額）」（出力情報コード：AAE4111）又は「輸出申告変更事項登録情報（少額）」（出力情報コード：AAE4121）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内 容
申告等番号 (「申告等番号*」欄)	申告番号を必須入力する。
情報呼出識別 (「情報呼出識別」欄)	(1) 大額申告を少額申告に変更する場合は「S」(少額申告)を入力する。 (2) 少額申告を大額申告に変更する場合は「L」(大額申告)を入力する。

#### (イ) 「情報呼出識別」欄に「S」(少額申告)を入力した場合

変更直前の登録済み特定委託輸出申告等事項の第1欄目の内容が「輸出申告変更事項登録情報（少額）」（出力情報コード：AAE4121）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力して送信する。

なお、欄部については、システムに登録されている特定委託輸出申告等事項の第1欄目の内容が出力される。

## A 出力される項目

項目名	出力画面
輸出統計品目番号	「輸出統計品目番号」欄
品名	「品名*」欄
他法令コード	「他法令(1)」欄から「(5)」欄
輸出貿易管理令別表コード	「輸出貿易管理令別表コード」欄
外為法第48条コード	「外為法第48条コード」欄
関税減免戻税コード	「関税減免戻税コード」欄
内国消費税免税コード	「内国消費税免税コード」欄
内国消費税免税識別	「内国消費税免税識別」欄

## B 出力されない項目

- ・貿易形態別符号
- ・ベーシックプライス合計
- ・NACCS用コード
- ・数量(1)
- ・数量単位コード(1)
- ・数量(2)
- ・数量単位コード(2)
- ・ベーシックプライス按分係数
- ・ベーシックプライス通貨コード
- ・ベーシックプライス金額

### (ロ) 「情報呼出識別」欄に「L」(大額申告)を入力した場合

システムに登録されている特定委託輸出申告等事項の内容が「輸出申告変更事項登録情報(大額)」(出力情報コード:AAE4111)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、欄部については、システムに登録されている特定輸出申告事項の欄部の内容が第1欄目に出力される。

### (ハ) 「情報呼出識別」欄を入力しなかった場合

システムに登録されている特定委託輸出申告等が少額申告の場合は、前記(イ)（「情報呼出識別」欄に「S」(少額申告)を入力した場合)と同様に、「輸出申告変更事項登録情報(少額)」(出力情報コード:AAE4121)が出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

また、システムに登録されている特定委託輸出申告等が大額申告の場合は、前記(ロ)（「情報呼出識別」欄に「L」(大額申告)を入力した場合)と同様に、「輸出申告変更事項登録情報(大額)」(出力情報コード:AAE4111)が出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

## (2) 出力情報

前記(1) (特定委託輸出申告等変更事項の登録)により、特定委託輸出申告等事項が変更された場合は、認定通関業者等に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
輸出申告変更入力 控情報（大額）	AAEOLB2	「大額・少額識別*」欄に「L」（大額申告）を入力 した場合。
輸出申告変更入力 控情報（少額）	AAEOSB2	「大額・少額識別*」欄に「S」（少額申告）を入力 した場合。

## 5 特定委託輸出申告等変更

### (1) 特定委託輸出申告等変更の登録

前記4（特定委託輸出申告等変更事項の登録）による応答画面の出力内容又は前記4(2)（出力情報）で配信された「輸出申告変更入力控情報（大額）」（出力情報コード：AAEOLB2）又は「輸出申告変更入力控情報（少額）」（出力情報コード：AAEOSB2）を確認の上、次により特定委託輸出申告等を変更する。

なお、通関業者が特定委託輸出申告等を変更する場合は、通関士が申告内容を審査した上で変更する。

特定委託輸出申告等変更の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、事前に通関士の審査を受けた場合であれば、通関士以外の者であっても輸出申告等を登録することができる。

また、特定委託輸出申告等変更を特定委託輸出申告等先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出が行われている必要がある。

時間外執務要請届の提出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第1節（時間外執務要請届）により行うこと。

イ 「輸出申告変更」業務（業務コード：EDE）を利用する方法

「輸出申告変更」業務（業務コード：EDE）を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内 容
申告等番号 （「申告等番号*」欄）	申告等番号を必須入力する。
訂正票出力識別 （「訂正票出力識別」欄）	税関に後記(2)（特定輸出申告変更の受理及び通知）の輸出申告変更に係る情報を配信する場合は、あらかじめ税関の了承を得た上で、「P」を入力する。

ロ 「輸出申告変更事項登録」業務（業務コード：EDA01）の応答画面を利用する方法

前記4（特定委託輸出申告等変更事項の登録）により特定委託輸出申告等変更事項を登録した場合は、変更事項の内容が「輸出申告変更入力控情報（大額）」（出力情報コード：AAEOLB2）又は「輸出申告変更入力控情報（少額）」（出力情報コード：AAEOSB2）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要に応じて「訂正票出力識別」欄に「P」を入力し、送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄の入力方法については、前記イ（「輸出申告変更」業務（業務コード：EDE）を利用する方法）に準ずる。

## (2) 特定委託輸出申告等変更の受理及び通知

前記(1) (特定委託輸出申告等変更の登録) により、特定委託輸出申告等変更が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出申告変更 控情報 (大額)	別紙5 (申告(変更) 控情報) 参照	「大額・少額識別*」欄に「L」 (大額申告) を入力した場合。	認定通関業者等 税関(通関担当部 門) (注)
輸出申告変更 控情報 (少額)		「大額・少額識別*」欄に「S」 (少額申告) を入力した場合。	
輸出自動車情 報控	AAE4090	輸出抹消仮登録を証明する旨が システムに登録されている場合。	

(注) 「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合に限る。

## (3) 特定委託輸出申告等変更に係る関係書類等の提出

前記(2) (特定委託輸出申告等変更の受理及び通知) により特定委託輸出申告等変更が受理された場合は、審査区分として「1」(簡易審査扱い) が付与された場合であって、関係書類の提出が省略される場合を除き、輸出申告変更控に当該特定委託輸出申告等内容の変更に係る関係書類を添付し、速やかに特定委託輸出申告等を行った税関(通関担当部門)に提出する。関係書類のうち原本性の確認が必要な書類等が存在する場合は、特定委託輸出申告等変更控の「区分」欄の4桁目に、次の「原紙提出要のコード」が出力されるので参考とすること。

- ・「T」: 審査時に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・「G」: 許可後に原本性の確認が必要な書類等が存在する場合
- ・「M」: 原本性の確認が必要な書類等が審査時に必要なものと許可後に必要なものが混在している場合

また、審査区分として「1」(簡易審査扱い) が付与された場合であって、前記の原紙提出要のコード(「T」、「G」又は「M」)を表示する判定基準に当たらないものの関係書類の提出を要する場合は、特定委託輸出申告等控及び特定委託輸出許可通知書等の「区分」欄の4桁目に「Y」が表示されることから参考とすること。

※ 前記1 (1) (特定委託輸出申告事項の登録) の入力に誤りがあった場合は「T」、「G」、「M」又は「Y」が正しく表示されないこともあるため留意すること。

※ 関係書類の提出を要しない特定委託輸出申告等について関係書類等の提出があった場合は、税関はこれを返却することから留意すること。

### イ 提出期限

特定委託輸出申告等の日(審査区分が「1」(簡易審査扱い)の場合は許可の日)の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)

ただし、「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が表示された特定輸出申告等で、後記ニ(電子ファイルによる提出)の方法により電子ファイルで関係書類等を提出する場合において、原本性の確認が必要な書類等については、次の期間内に提出又は提示すること。

- ・「T」又は「M」: 税関により審査終了がシステムに登録されるまで
- ・「G」: 輸出の許可日の翌日から3日以内(行政機関の休日の日数は算入しない。)

## ロ 提出書類

### (イ) 特定委託輸出申告等控

特定委託輸出申告等控 1 部（ただし審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合を除く。）を提出する。

### (ロ) 申告に係る関係書類

特定委託輸出申告等の内容を確認するために必要な書類及び関税法第 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証明する書類（以下この章において「関係書類」という。）を提出する。

なお、審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合であって、関係書類の提出を要する場合は、申告等番号、申告等年月日、申告先等税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項（以下この章において「特定委託輸出申告番号等」という。）を関係書類に付記して提出する。

ただし、税関手続関連（共通編）-共通手続-第 2 章第 5 節（インボイス・パッキングリスト情報関係手続）により、システムを使用して仕入書を提出している場合には、登録されている項目が不足しているなど当該登録された情報に関する書類を確認する必要があると税関が認める場合を除き、この書類の提出を要しない。

## ハ 提出先

特定委託輸出申告を行った税関（通関担当部門）

## ニ 電子ファイルによる提出

前記ロ(ロ) (申告に係る関係書類) に定める関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第 2 章第 16 節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。この場合、特定輸出申告控の提出を要しない。

なお、自由化申告においては、下記の場合を除き、電子ファイルにより提出する必要があるので留意すること。

- ① 関係書類の電子データのファイル数及び容量の合計がシステムを使用して電子的に提出可能なファイル数及び容量制限を超過している場合。
- ② 税関による申告の審査のために特定の関係書類の原本を税関に提出する場合（「区分」欄の 4 桁目に「T」、「G」又は「M」が出力された場合）。
- ③ 電気通信回線の故障、天災又はシステムの稼働停止等があった場合。

## 6 特定委託輸出申告等の許可

### (1) 特定委託輸出申告等の許可

システムを使用した特定委託輸出申告等が許可された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

なお、併せ運送の場合は、特定委託輸出等許可に併せて保税運送が承認され、運送期間が払い出される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸出許可通知情報(大額)	別紙 4（許可通知情報）参照	「大額・少額識別＊」欄に「L」（大額申告）を入力した場合。	認定通関業者等
輸出許可通知情報(少額)		「大額・少額識別＊」欄に「S」（少額申告）を入力した場合。	輸出者（注 1）

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
許可・承認貨物(輸出)情報	AAE4081	なし。	通関蔵置場 (注2)
輸出許可自動車情報	AAE4100	輸出抹消仮登録を証明する旨がシステムに登録されている場合。	認定通関業者等

(注1) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(注2) 貨物が搬入される前の場合は搬入予定蔵置場に配信され、搬入された後の場合は貨物が搬入された通関蔵置場に配信される。

## (2) 特定委託輸出申告等の許可後の検査

### イ 特定委託輸出申告等の許可後の検査

適正な輸出通関を確保するため、特定委託輸出申告等の許可後であっても、検査を実施する場合があります、この場合は次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査指定情報	AAE4741	R：現場検査 K：検査場検査 M：見本確認	検査指定票 (申告書用)	税関（通関担当部門又は監視担当部門）
	AAE5011			通関業者等 検査立会者（注1）
	AAE4751	R：現場検査	検査指定票 (倉主等用)	通関業者等（注2） 検査立会者（注1）
	AAE4761	K：検査場検査 M：見本確認	検査指定票 (運搬・倉主等用)	通関業者等（注2） 検査立会者（注1）

(注1) システムに登録されている場合のみ配信される。

(注2) 検査指定の際に税関へ配信する旨が登録された場合は、通関業者等には配信されず、税関に配信される。

### ロ 特定委託輸出申告等が許可された貨物に係る検査貨物の運搬等

前記イ（特定委託輸出申告等の許可後の検査）により配信された「検査指定情報」（出力情報コード：AAE4761）を利用して、関税法基本通達67-1-8（検査貨物の指定等）の規定に基づき蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行う。

## 7 特定委託輸出等許可内容変更申請

認定通関業者等、混載業者又は航空会社（以下この節において「申請者」という。）が、特定委託輸出申告等許可後に当該許可済貨物に係る許可内容を変更する場合は、システム内保税地域に貨物を搬入した後、次により特定委託輸出等許可内容変更申請をシステムに登録する。

なお、変更の登録は、同一の特定委託輸出申告等について、前記4（特定委託輸出申告等変更事項の登録）による変更と合わせて最大9回まで行うことができる。

また、認定通関業者等は、あらかじめ他の通関業者との受委託関係をシステムに登録することにより、変更登録を依頼することができる。ただし、特定委託輸出申告において数量等を変更する場

合は、システムに受委託関係が登録された通関業者が認定通関業者である必要がある。

特定委託輸出等許可内容変更申請の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第20節(通関士審査結果の登録)により、申告内容について、事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が特定輸出許可内容変更申請を登録することもできる。

### (1) 特定委託輸出等許可内容に係る変更(積込港の一括変更を除く。)

#### イ 輸出許可内容変更申請事項の登録

##### (イ) 輸出許可内容変更申請事項の登録

特定委託輸出申告等の許可後、当該許可内容を変更する場合は、この章第4節1(1)(輸出等許可内容変更申請事項の登録)に準ずる。

ただし、変更事項は「搭載完了登録(便単位)」業務(業務コード:CLA)又は「搭載完了登録(AWB単位)」業務(業務コード:CLB)が実施されるまでに登録する必要がある。

##### (ロ) 出力情報

前記(イ)(輸出許可内容変更申請事項の登録)により、特定委託輸出等許可内容変更申請事項がシステムに登録された場合は、申請者に次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件
輸出許可内容変更申請 入力控情報(大額)	AAE4191	「大額・少額識別*」欄に「L」(大額申告)を入力した場合。
輸出許可内容変更申請 入力控情報(少額)	AAE4201	「大額・少額識別*」欄に「S」(少額申告)を入力した場合。

#### ロ 輸出許可内容変更申請

前記イ(イ)(輸出許可内容変更申請事項の登録)による応答画面の出力内容又は前記イ(ロ)(出力情報)で配信された「輸出許可内容変更申請入力控情報(大額)」(出力情報コード:AAE4191)若しくは「輸出許可内容変更申請入力控情報(少額)」(出力情報コード:AAE4201)を確認の上、次により特定委託輸出等許可内容変更申請をシステムに登録する。

なお、通関業者が特定委託輸出等許可内容変更申請を行う場合は、通関士が申告内容を審査した上で登録する。

ただし、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第20節(通関士審査結果の登録)により、申告内容について、事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

また、特定委託輸出等許可内容変更申請を申請先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

時間外執務要請届の提出については、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第1節(時間外執務要請届)により行うこと。

##### (イ) 「輸出許可内容変更申請」業務(業務コード:EAC)を利用する方法

「輸出許可内容変更申請」業務(業務コード:EAC)を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内 容
申告番号 (「申告番号*」欄)	申告等番号を必須入力する。
訂正票出力識別 (「訂正票出力識別」欄)	税関に「輸出許可内容変更申請控情報」(出力情報コード：AAE4391)を配信する場合は、あらかじめ税関の了承を得た上で、「P」を入力する。

(ロ) 「輸出許可内容変更申請事項登録」業務(業務コード：EAA)の応答画面を利用する方法

前記イ(輸出許可内容変更申請事項の登録)により特定委託輸出等許可内容申請事項を登録した場合は、変更事項の内容が「輸出許可内容変更申請入力控情報(大額)」(出力情報コード：AAE4191)又は「輸出許可内容変更申請入力控情報(少額)」(出力情報コード：AAE4201)として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要に応じて「訂正票出力識別」欄を入力し送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄の入力方法については、前記(イ)（「輸出許可内容変更申請」業務(業務コード：EAC)を利用する方法)に準ずる。

#### ハ 輸出許可内容変更申請の受理及び通知

前記ロ(輸出許可内容変更申請)により、特定委託輸出等許可内容変更申請が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

(イ) 審査区分が「1」(簡易審査扱い)の場合

出力情報	出力情報コード	配信先
輸出許可内容変更通知情報	AAE4431	申請者(注1) 輸出者(注2)

(注1) 当初申告者と異なる場合は、当初申告者にも配信される。

(注2) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(ロ) 審査区分が「2」(書類審査扱い)の場合

出力情報	出力情報コード	配信先
輸出許可内容変更申請控情報	AAE4391	申請者 税関(通関担当部門)(注)

(注) 「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合に限る。

## (2) 積込港の一括変更

申請者は、「積付結果登録(AWB・HAWB単位)」業務(業務コード：ULA)、「積付結果登録(MAWB単位)」業務(業務コード：ULM)、「搭載完了登録(便単位)」業務(業務コード：CLA)又は「搭載完了登録(AWB単位)」業務(業務コード：CLB)が実施されるまでの間に、特定委託輸出等許可済貨物に係る積込港の一括変更を申請する場合は、次により特定委託輸出等許可内容変更申請をシステムに登録する。

イ 輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)呼出し

「輸出許可内容変更申請(積込港一括変更)呼出し」業務(業務コード：EAM)を利用して、次の事項を入力し、送信することにより、MAWBに関連付けが行われているHAWB番

号が、最大で 30 件まで「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し結果情報」（出力情報コード：AAE5080）として応答画面に出力される。

項目名 (入力画面)	内 容
MAWB 番号 (「MAWB 番号*」欄)	MAWB 番号を必須入力する。
変更前積込港コード (「変更前積込港」欄)	変更前の積込港を指定して呼び出す場合は、国連 LOCODE（「業務コード集」参照）の地域コード 3 桁で入力する（例：成田空港の場合「NRT」）。
変更後積込港コード (「変更後積込港*」欄)	変更後の積込港を国連 LOCODE（「業務コード集」参照）の地域コード 3 桁で必須入力する（例：成田空港の場合「NRT」）。
蔵置場コード (「蔵置場*」欄)	貨物が蔵置されている保税地域を保税地域コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。

ロ 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）

前記イ（輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し）による応答画面の出力内容を確認の上、次の事項を入力し送信することにより、特定委託輸出等許可内容変更申請事項をシステムに登録する。

なお、通関業者が特定委託輸出等許可内容変更申請を行う場合は、通関士が申請内容を審査した上で、登録する。

税関手続関連（共通編）-共通手続-第 2 章第 20 節（通関士審査結果の登録）により、事前に通関士の審査を受けた場合であれば、通関士以外の者であっても輸出申告等を登録することができる。

また、特定委託輸出等許可内容変更申請を申請先税関官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。

時間外執務要請届の提出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第 2 章第 1 節（時間外執務要請届）により行うこと。

項目名 (入力画面)	内 容								
申告先種別コード (「申告先種別」欄)	<p>積込港の変更を要する全ての申告等番号に対して、一括して申告先種別を変更する場合は、次の区分に応じたコードを入力する。</p> <p>変更しない場合は、入力を要しない。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般申告（緊急通関貨物）</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>一般申告（特別通関貨物）</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>特定委託輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し</td> <td>N</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	一般申告（緊急通関貨物）	R	一般申告（特別通関貨物）	T	特定委託輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し	N
区 分	コード								
一般申告（緊急通関貨物）	R								
一般申告（特別通関貨物）	T								
特定委託輸出申告等において「R」又は「T」が登録された場合の取消し	N								
変更理由コード (「変更理由*」欄)	変更理由を変更理由コード（輸出許可後訂正理由）（「業務コード集」参照）で必須入力する。								
出港予定年月日	(1) 申告貨物の搭載予定年月日を西暦（8 桁）で入力する。								

項目名 (入力画面)	内 容
「出港予定年月日」欄	(2) 次の条件を満たすこと。 入力日 ≤ 出港予定年月日 ≤ 入力日 + 30日 (3) 変更後の積込港がシステム対象外の場合は必須入力する。
以下の項目は、最大 30 欄まで繰り返し入力することができる。	
処理識別 (欄名なし)	積込港の変更を要しない申告等番号の場合は、「X」を入力する。
申請官署コード (「変更後官署」欄)	(1) 「蔵置場*」欄への入力内容に基づき、当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。 (2) 入力者の利用者コードについて、輸出申告等先税関官署がシステムに登録されている場合は、輸出申告等先税関官署として登録されている税関官署コード（「業務コード集」参照）が(1)に優先してシステムにより自動的に出力される。 (3) 「申告先種別」欄に「T」（一般申告（特別通関貨物））を入力した場合は、(1)及び(2)に関わらず、当該蔵置場を管轄する税関官署の開庁時間外の申告を受け付ける税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。 (4) 次に該当する場合は、申請先官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。 ① 税関の指示により変更する場合。 ② 申請に係る貨物が置かれている場所又は当該貨物の積込港を管轄する税関官署が(1)、(2)又は(3)により出力される税関官署と異なる場合。
申請先部門コード (「部門」欄)	(1) 当該許可情報に登録されている輸出統計品目番号を担当する部門の部門コードが、システムにより自動的に出力される。 (2) 税関の指示により変更する場合は、部門コードを入力する。 (3) 少額申告の場合において、当該許可情報に輸出統計品目番号が登録されていなかった場合は、必須入力する。

入力したMAWB番号について、関連付けが行われているHAWB番号が30件を超える場合は、残りのHAWB番号が30件単位で「輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）呼出し結果情報」（出力情報コード：AAE5080）として応答画面に繰り返し出力されることから、変更を要するHAWB番号について必要な事項を入力し送信する。

ハ 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）の受理及び通知

前記ロ（輸出許可内容変更申請（積込港一括変更））により、特定委託輸出等許可内容変更申請が受理された場合は、次の情報が配信される。

(イ) 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

出力情報	出力情報コード	配信先
輸出許可内容変更通知情報	AAE4431	申請者（注1） 輸出者（注2）

（注1）当初申告者と異なる場合は、当初申告者にも配信される。

（注2）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

（ロ）審査区分が「2」（書類審査扱い）の場合

出力情報	出力情報コード	配信先
輸出許可内容変更申請控情報	AAE4391	申請者

### （3）特定委託輸出等許可内容変更申請に係る関係書類等の提出

#### イ 関係書類等の提出

前記(1)ハ（輸出許可内容変更申請の受理及び通知）又は前記(2)ハ（輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）の受理及び通知）により特定委託輸出申告等許可内容変更申請が受理された場合で、審査区分として「2」（書類審査扱い）が付与された場合は「特定委託輸出等許可内容変更申請控」（出力情報コード：AAE4391）に許可内容変更に係る関係書類を添付し、特定委託輸出等許可内容変更申請の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に特定委託輸出申告等許可内容変更申請を行った税関（通関担当部門）に提出する。

なお、審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与された場合は「特定委託輸出等許可内容変更通知書」（出力情報コード：AAE4431）及び関係書類の提出を省略できる。

#### ロ 電子ファイルによる提出

前記イ（関係書類等の提出）に定める関係書類等を電子ファイルで提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により、特定委託輸出等許可内容変更申請の日の翌日から3日以内又は船積情報登録若しくは搭載完了登録が行われるまでのいずれか早いとき（行政機関の休日の日数は算入しない。）までに提出すること。この場合、「輸出許可内容変更申請」業務（業務コード：EAC）において「訂正票出力識別」欄に「P」を入力していたときは、特定委託輸出等許可内容変更申請控の提出を省略できる。

なお、特定委託輸出等許可時点で電子ファイルによる提出を行っていた場合であって、特定委託輸出等許可内容変更申請に係る電子ファイルによる提出にあたり、ファイル数若しくは容量を超過する場合は、税関に申し出た上で、特定委託輸出等許可内容変更申請控及び特定委託輸出等許可内容変更申請に係る関係書類のみを書面にて申告官署の通関担当部門に提出する。この場合、「申告添付訂正」業務（業務コード：MSY01）の窓口提出への切替えを行わないこと。

### （4）特定委託輸出申告等許可内容の変更通知

システムを使用した特定委託輸出等許可内容変更申請について、審査区分として「2」（書類審査扱い）が付与された場合であって、税関（通関担当部門）により変更が認められた場合は、「輸出許可内容変更通知情報」（出力情報コード：AAE4441）が申請者（当初申告者と異なる場合は、当初申告者を含む。）及び輸出者（配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。）に配信される。

なお、特定委託輸出等許可内容変更を申請した税関官署と特定委託輸出申告等を許可した税関官署が異なる場合は、通関業者等は審査区分に関わらず、「輸出許可内容変更通知情報」（出力情報コード：AAE4431又はAAE4441）を許可した税関（通関担当部門）にも提出することとなることから留意すること。

## 8 撤回等手続

システムを使用した特定委託輸出申告等及び特定委託輸出等許可内容変更申請手続について、撤回等を行う場合は次による。

### (1) 特定委託輸出申告等の撤回

#### イ 特定委託輸出申告等の撤回手続

システムを使用した特定委託輸出申告等について、関税法基本通達 67-1-10（輸出申告の撤回の取扱い）により特定委託輸出申告等を撤回する場合は、特定委託輸出等許可までの間に、申告官署の通関担当部門に申し出た上で、「輸出申告撤回申出書」（税関様式C第5240号）1通を提出する。

なお、システムを使用した特定委託輸出申告等後に変更不可項目の変更が必要となった場合についても、撤回を申し出ることとなることから留意すること。

#### ロ 特定委託輸出申告等の撤回情報の登録

前記イ（特定委託輸出申告等の撤回手続）により、特定委託輸出申告等の撤回が認められた場合は、税関により撤回の旨がシステムに登録される。

### (2) 不積返送承認

#### イ 不積返送承認の手続

特定委託輸出申告等の許可と運送の承認とを併せて受けた貨物について、積込港で積まれることなく運送を承認した税関官署へ返送する場合は、関税法基本通達 63-16（輸出又は積戻し貨物の運送）(5)により、適宜の様式による「不積返送申出書」2通（原本及び到着証明書用）を作成し、システムにより配信された「輸出許可通知情報（大額）」（出力情報コードについては、別紙4（許可通知情報）参照）又は「輸出許可通知情報（少額）」（出力情報コードについては、別紙4（許可通知情報）参照）を添付して申告官署の通関担当部門に提出する。

#### ロ 不積返送承認情報の登録

前記イ（不積返送承認の手続）による不積返送申出については、代表する蔵置場（税関の登録において入力される蔵置場）に特定委託輸出等許可済貨物の全量が蔵置されている場合に限り認められ、認められた場合は、税関によりその旨がシステムに登録される。

### (3) 特定委託輸出等許可の取消し

#### イ 特定委託輸出等許可の取消し手続

特定委託輸出等許可を受けた貨物が輸出されないこととなった場合又は輸出の許可を受けている必要なくなった場合、特例輸出貨物の輸出許可取消申請をシステムで行うときは、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第18節（輸出取止め再輸入申告及び特例輸出貨物の輸出許可取消申請手続）による。また、関税法基本通達 67の4-1（特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請手続）の規定により、特例輸出貨物の輸出許可取消申請を行うときは、「特

例輸出貨物の輸出許可取消申請書」(税関様式C第9100号)2通を作成し、システムにより配信された「特定輸出許可通知書(大額)」(出力情報コードについては、別紙4(許可通知情報)参照)又は「特定輸出許可通知書(少額)」(出力情報コードについては、別紙4(許可通知情報)参照)を添付して申告官署の通関担当部門に提出する。

このほか、関税法基本通達67の4-2(特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消し)に基づく次のいずれかの事由に該当した場合は、税関により特定委託輸出等許可が取り消される。

- (イ) 特定委託輸出申告等の品名と特例輸出貨物が相違することが判明した場合。
- (ロ) 特定委託輸出申告等ができない貨物について特定委託輸出申告等を行い、輸出の許可を受けていたことが判明した場合。
- (ハ) 事故その他の事由により、特例輸出貨物が特定委託輸出申告等の品名と異なることとなった場合。

ロ 特定委託輸出等許可取消情報の登録

前記イ(特定委託輸出等許可の取消し手続)により許可が取り消された場合は、税関により取消しの旨がシステムに登録される。

(4) 登録又は解除等の通知

前記(1)(特定委託輸出申告等の撤回)から(3)(特定委託輸出等許可の取消し)までにより、税関によって次の許可若しくは承認等に係る情報が「許可・承認等情報登録(輸出通関)」業務(業務コード:PAE)を利用しシステムに登録された場合又はシステムに登録された情報について取り消された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
許可・承認等登録通知情報(輸出通関)	AAE4521	次の許可等に係る情報がシステムに登録された場合。 ・特定委託輸出等許可取消 ・不積返送承認 ・特定委託輸出等許可後の手作業移行	通関蔵置場(注1)
		特定委託輸出等許可取消の場合。	申告者(注2)
解除・取消通知情報(輸出通関)	AAE4531	次の許可等の取消しに係る情報がシステムに登録された場合。 ・特定委託輸出等許可取消 ・不積返送承認 ・特定委託輸出等許可後の手作業移行	通関蔵置場(注3)
		特定委託輸出等許可取消の場合。	申告者(注2)

(注1) 申告から当初搬入前までの間に税関により特定委託輸出等許可取消の情報がシステムに登録された場合は、貨物の搬入予定蔵置場及び代表する通関蔵置場として税関が入力した通関蔵置場に配信される。

(注2) 特定委託輸出等許可内容変更の申請が行われている場合であって、申請者が当初申告者と異なる場合は、申請者にも配信される。

(注3) 運送中に税関により次の許可又は承認等次の情報がシステムに登録された場合は、

貨物の搬入予定蔵置場及び代表する通関蔵置場として税関が入力した通関蔵置場に配信される。

- ① 特定委託輸出等許可取消
- ② 特定委託輸出等許可後の手作業移行